

令和 7 年 度

伊 勢 崎 市 内 部 統 制
評 価 報 告 書 審 査 意 見 書

伊勢崎市監査委員

(公 印 省 略)
伊 監 第 3 8 - 2 号
令 和 8 年 8 月 5 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄 様

伊勢崎市監査委員 高 田 嘉 郎
同 金 井 哲 夫
同 大 木 光

令和7年度伊勢崎市内部統制評価報告書に関する審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査に付された令和7年度伊勢崎市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出いたします。

令和 7 年度伊勢崎市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の基準

本審査は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年伊勢崎市監査委員訓令甲第 1 号）に準拠し実施した。

2 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項の規定による審査）

3 審査の対象

令和 7 年度伊勢崎市内部統制評価報告書

4 審査の期間

令和 8 年 7 月 6 日から同年 8 月 5 日まで

5 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主な着眼点とした。

6 審査の実施内容

令和 7 年度伊勢崎市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為において得られた知見を利用した。

第2 審査の結果

1 審査の結果

令和7年度伊勢崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

なお、令和7年度伊勢崎市内部統制評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間中において運用上の重大な不備が把握され、当該不備に係る事務については、内部統制は一部有効に運用されていなかったが、既に再発防止策が講じられていることを確認した。

2 審査の意見

- (1) 内部統制制度は、組織自らが業務の適正な執行を確保するため、潜在するリスクを事前に識別・評価し、自律的に統制する仕組みである。各所属の分析・評価シートの記載状況を確認したところ、過去の監査等において指摘を受けた同一または類似する業務リスクについて、これを適切にリスクとして特定・評価している所属がある一方で、全く評価に反映していない所属が見受けられ、所属間でのリスク認識や評価基準にばらつきが認められる。内部統制制度を導入して2年目であり、制度の理解や運用が十分に浸透しているとは言い難いことから、制度の趣旨や判断基準について、引き続き職員への周知・理解の促進を図られたい。
- (2) 内部統制評価報告書における「重大な不備」の判断基準については、現在、明確な基準が明文化されていない。このため、発生した事案が重大な不備に該当するのかの客観的な担保や、評価の公平性の観点から課題が残っている。

本市においては、令和8年7月1日から「伊勢崎市事件・事故等における公表に関するガイドライン」の運用が開始されたところである。今後は、同ガイドラインにおける公表基準や社会的影響度を、内部統制における重大な不備又は不備の判断基準として活用するなど、重大な不備の判断に至るまでの手続きに客観性を持たせられるよう、明瞭な判断基準の策定を検討されたい。
- (3) 運用上の不備について、再発防止策としてチェック体制の強化が多く挙げられているが、繰り返し同じような不備が発生することから、個人の注意へ依存するのではなく、組織として人的ミスを防止・早期発見できる仕組みの整備を検討されたい。
- (4) 令和7年度は、運用上の重大な不備が前年度に比べ増加し、内部統制は一部有効に運用されていなかった。今後、内部統制制度の実効性をさらに高めることで業務の適正化を図り、市民から信頼される行政運営を行っていくことを期待する。